

## 一般社団法人日本ロボット学会予算および決算に関する規程

2011年11月15日理事会制定

### (目的)

第1条 本規程は本会定款第33条および第34条に基づいて、本会の事業遂行に必要な予算および決算の作成および承認の手続きについて定めるものである。

### (対象)

第2条 以下に示す本会の活動における予算および決算に適用する。

1. 本会年度予算および決算
2. 各種委員会（実行委員会等の時限の委員会を含む）予算および決算

### (会計区分)

第3条 会計区分は、一般社団法人として行政庁に届出を行っている会計区分とする。

### (年度予算)

第4条 本会年度予算は以下の手続きにより作成する。

1. 年度予算は会長が各担当理事の予算要求に基づき編成し、毎年12月の理事会で審議し承認を得なければならない。

### (委員会予算)

第5条 各種委員会予算は以下の手続きにより作成する。

1. 常設委員会の委員長は、年度予算に基づき毎年1月に委員会予算を編成し、理事会に提出して承認を得なければならない。
2. 時限委員会の委員長は、委員会を組織後に委員会予算を編成し、理事会に提出して承認を得なければならない。

### (年度決算)

第6条 本会年度決算は以下の手続きにより承認される。

1. 年度決算は会長が作成し、監事の監査を受けた上で、毎年2月の理事会に提出して承認を得なければならない。
2. 年度決算は総会の議決により承認される。

### (委員会決算)

第7条 各種委員会決算は以下の手続きにより承認される。

1. 常設委員会の委員長は、委員会決算を毎年1月の理事会に提出して承認を得なければならない。
2. 時限委員会の委員長は、委員会設置期間満了後2ヶ月以内に会計報告書を理事会に提出して承認を得なければならない。

### (会計責任者)

第8条 会長が会計責任者を務めるものとする。ただし、会長が必要と認める場合には別に会計担当者を任命することができる。

### (規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、財務理事が提案し理事会の承認を得て行う。

### 附則

本規程は、「一般社団法人日本ロボット学会」の登記の日より遡及して実施する。